

平成 23 年東北地方太平洋沖地震により被害を受けた土地等に係る 滑動崩落対策事業分担金条例の制定について

仙台市震災復興計画（案）に掲載する宅地の復旧支援に関して、公共事業（国庫補助事業）によって被災宅地を復旧した場合においては、利益を受けるものが特定できる私有財産の保全に当たることから、既存の宅地災害復旧制度における自己負担との整合性等を考慮して宅地所有者にその費用の一部の負担を求めることとし、関係条例を制定する

1 制定の理由

平成 23 年東北地方太平洋沖地震により被害を受けた土地等に係る滑動崩落対策事業の分担金の徴収に関し必要な事項を定めるもの

2 条例の概要

- (1) 滑動崩落対策事業（＊）に要する経費の一部に充てるため、分担金を徴収することとするもの
 - ＊ 平成 23 年東北地方太平洋沖地震に伴う地盤の滑動又は崩落により被害を受けた土地及び平成 23 年東北地方太平洋沖地震に伴い損壊した擁壁について、再度災害を防止するために本市が国又は県の補助を受けて施行する事業
- (2) 分担金は、滑動崩落対策事業を施行する区域又は当該区域に隣接し、若しくは近接する区域で滑動崩落対策事業により再度災害が防止される区域として市長が定める区域内に存する土地の所有者（当該所有者と当該土地に係る地上権者、質権者、使用借主又は賃借人が協議して分担金の徴収を受ける者を定め、その旨を市長に届け出た場合は、その者）から徴収することとするもの
- (3) 分担金の総額は、滑動崩落対策事業に要する経費の額（市長が別に定める経費の額を除く。）の 10 分の 1 に相当する額とし、(2)の者から徴収する分担金の額は、滑動崩落対策事業の施行によりその者が受ける利益の程度に応じて市長が定めることとするもの

3 施行日

公布の日